別紙様式第９号の３の２（第９条の２関係）

（日本産業規格Ａ４）

業務実施計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １． | 商号 |  |
| ２． | 特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額 | 百万円 |
| ３． | 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法 | 別添１のとおり |
| ４． | 特定信託為替取引に係る業務の提供方法 | 別添２のとおり |
| ５． | 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域 | 別添３のとおり |
| ６． | 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項 | 別添４のとおり |
| ７． | 特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針 | 別添５のとおり |
| ８． | その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項 | 別添６のとおり |

（記載上の注意）

「特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額」に関する参考書類として、第３条の６第２項第６号及び第８号に掲げる書面を添付すること。

(別添１)

３．特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

⑴　システムの概要

|  |
| --- |
|  |

⑵　システムの設置場所及びデータの保管場所

|  |
| --- |
| ・システムの設置場所  ・バックアップシステムの有無及び設置場所  ・バックアップデータの保管の有無及び保管場所 |

（記載上の注意）

１．「システムの概要」は、特定信託会社が管理する各システム（取引システム、顧客管理システム及び社内システム等）の関係性と、連携先（銀行、クレジットカード会社及び店舗等）との接続関係の概要を併せて記載すること。

２．「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

４．特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

（別添２）

４．特定信託為替取引に係る業務の提供方法

⑴　特定信託受益権の種類等、発行方法

|  |
| --- |
|  |

⑵　特定信託為替取引に係る指図の受付方法

|  |
| --- |
|  |

⑶　特定信託為替取引に係る資金の受入方法

|  |
| --- |
|  |

⑷　業務受託者等への送金情報の伝達方法

|  |
| --- |
|  |

⑸　特定信託為替取引に係る資金の払出方法

|  |
| --- |
|  |

（記載上の注意）

１．「特定信託受益権の種類等、発行方法」は、単位（外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）、内在するリスク、償還に要する期間等やインターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。

２．「特定信託為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法（インターネット及び店頭等）を記載し、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法を併せて記載すること。

３．「特定信託為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法（口座振込等）及び分割入金の可否を記載し、特定信託為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理を併せて記載すること。

４．「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法（送金システムへの入力等）を記載すること。

５．「特定信託為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法（口座振込等）を記載すること。

６．特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

７．「特定信託為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

⑹　特定信託為替取引の概要図

|  |
| --- |
|  |

（記載上の注意）

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに特定信託為替取引の形態を図示すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。

（別添３）

５．特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

|  |
| --- |
|  |

（記載上の注意）

１．特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。

２．特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

（別添４）

６．犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

⑴　経営管理（管理体制）

|  |
| --- |
|  |

⑵　取引時確認の措置

|  |
| --- |
|  |

（記載上の注意）

１．「経営管理（管理体制）」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制（部署又は役職等）について記載すること。

２．「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第４条第１項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

４．「経営管理（管理体制）」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第32条第１項第１号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。

５．導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

（別添５）

７．特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

⑴　特定信託為替取引に関する事故が発生した場合

|  |
| --- |
|  |

⑵　利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

|  |
| --- |
|  |

⑶　送金資金に不足が生じた場合

|  |
| --- |
|  |

（記載上の注意）

１．「特定信託為替取引に関する事故」とは、システム障害等（システム障害やサイバーセキュリティ事案）の発生や誤った特定信託為替取引（例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等）が発生した場合等をいい、「特定信託為替取引に関する事故が発生した場合」は、特定信託会社が行う特定信託為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある特定信託為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。

⑴　利用者への損失の補償の有無

⑵　⑴の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容

⑶　⑴の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容

⑷　⑴から⑶までの内容を実施するための態勢

２．「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。

⑴　特定資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無

⑵　⑴の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容

⑶　⑴の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容

⑷　⑴から⑶までの内容を実施するための態勢

３．「送金資金に不足が生じた場合」は、特定信託為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、特定信託為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該特定信託為替取引の履行を確保するための対応（実施するための態勢を含む。）を記載すること。

４．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

５．「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

（別添６）

８．その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

|  |
| --- |
|  |

（記載上の注意）

必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。